

相談者（Aさん） 今度町の選挙管理委員会事務局に異動になったAです。平成二一年までに裁判員制度が始まることになりましたが、裁判員の選任には町の選挙管理委員会も関与するということを聞いたのですが、本当ですか。

弁護士 その通りです。裁判所が「裁判員候補者名簿」を作る過程で選挙管理委員会が関与することになります。具体的には一年ごとに地方裁判所が裁判員の候補者として必要な人数を計算し、これを裁判所が管轄する区域内の市町村に割り振ります。そして各市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿から、割り振られた人数の者（二〇歳以上）を無作為に選り出した名簿を作り裁判所に送ります。

Aさん そうすると選挙管理委員会が作成した名簿に登録された人はみんな裁判員になるのですか。

弁護士 必ずしもそうではありません。裁判所は選挙管理委員会から送られた名簿を基にして「裁判員候補者名簿」を作成することになり、これに登録された候補者は裁判員候補者として裁判所から呼出しを受ける可能性があるのです。

Aさん 裁判所から呼び出されれば裁判員となるのですか。

弁護士 裁判所から呼び出されると、「裁判

Aさん 裁判員に選ばれた場合、どのような仕事をすることになるのですか。

弁護士 裁判官と一緒に刑事事件の審理に出席して証拠物や書類の取調べ、証人尋問等にも立ち会います。裁判員も直接証人や被告人に対して尋問することが許されています。

審理が終わると裁判官と裁判員が集まり、証拠によって事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを議論して決定することになります。決定を受けて法廷で裁判長が判決の宣告をします。そこまでが裁判員の仕事です。

Aさん 今のお話を聞くととても大変な仕事ですね。裁判にはとても時間がかかると言われていますが、裁判員の負担は大きいのでしょうか。

弁護士 裁判員が関与する事件の場合、事前の準備をしっかりと行うことになっていますので、実際に裁判員が立ち会う審理日数は二日ないし四日位になると言われています。その間は連日して法廷が開かれる事になります。ができる限り裁判員の負担を少なくする工夫も検討されています。もっとも裁判員の負



担も大事ですが、それ以上に被告人が公正な裁判を受けるためにきちんとした準備が行えることも重要なことです。

Aさん 裁判員になることを辞退することはできるのですか。

弁護士 一定の事情がある場合には裁判所から辞退が認められます。七〇歳以上の人、重い病気や怪我の人、父母の葬式等がある人というようにやむを得ない理由がある場合に限りられています。

Aさん 私も裁判員に選ばれる可能性があるのでしょうか、仕事を休まなければなりません。仕事が忙しいときは大変だと思います。また、仕事を休んだことで職場で不利なことになる危険はないのですか。

弁護士 先程やむを得ない理由がある場合に限り辞退することが認められると言いましたが、仕事が忙しいというだけでは辞退することは認められません。また裁判員制度を定着させるために裁判員となるために必要な休みをとることが法律で認められていますし、逆に裁判員として仕事を休んだことを理由として会社が解雇するなど不利益な扱いをする

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第13回

あなたも裁判員に選ばれます

Aさん 全ての刑事裁判で裁判員が参加するわけではないのですか。

弁護士 その通りです。殺人事件、強盗致死傷事件、現任建造物等放火事件のような重大事件に限られることになっています。

Aさん 裁判員はアメリカの陪審員のように、裁判員だけで有罪無罪を判断するのですか。

弁護士 そうではありません。裁判の専門家である裁判官三名と裁判員六名が協同して裁判を行い、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを一緒に決めるのが裁判員制度なのです。

Aさん 普通の市民は法的知識や裁判手続を知らない場合が多いと思うのですが、果たして裁判員が務まるのでしょうか。

弁護士 事件の解決のために必要な法的知識や裁判手続は裁判官が丁寧に説明してくれまので心配いりません。むしろそういった知識を持っていない一般市民である裁判員が市民感覚を裁判に反映させるということが裁判員制度の一番の狙いなのです。裁判官三名と裁判員六名という人数構成もそのような目的のために考えられたものなのです。なお裁判員が関与する法廷においては検察官や弁護士も難しい言葉を使わずに解りやすい話し方を工夫したり、映像や人形を使うなどしてビジュアルな裁判が実現すると思います。

ことも法律で禁止されています。

Aさん 裁判員になった場合、マスクに取材されたり被害者の関係者から危害を加えられたりするようなトラブルに巻き込まれることは考えられませんか。

弁護士 裁判員の名前や住所は公にされませんが、裁判の際にどの裁判員がどのような意見を表明したかということも明らかにされません。また裁判員が様々なトラブルに巻き込まれることがないようにするため、例えば裁判員に電話をかけて脅かした者等は刑事罰に処せられることになっています。

Aさん 裁判に市民が参加するということにまだしっくり来ない感じがするのですが。

弁護士 なんとと言っても裁判員制度は新しい制度です。市民的感覚を裁判に反映させ、また市民が裁判に参加すること自体が極めて大きな変革です。なんとかこの制度を定着させていくようにみんなで頑張っていきたいと思っています。

◎執筆者



阿部・佐藤協同法律事務所
弁護士
佐藤 裕一
(さとう ゆういち)
東北大学法科大学院教授
宮城県人事委員会委員